

JAだより

いわい



岩井農業協同組合・〒306-0631 茨城県坂東市岩井2229番地 TEL 0297-35-8331(代)



特殊詐欺にご注意ください……………P10



JA岩井ホームページでJAだよりがご覧になれます



夏ねぎの勢い、継続させよう

JAと園芸部は9月2日、令和7年産初夏・夏ねぎ販売実績検討および秋冬春作・次年度対策会議を開き、JA役職員や園芸部役員、市場担当者ら43人が出席しました。

冒頭、JAの風見晴夫代表理事組合長は「産地の取組や思いが消費者にも伝わるよう、対策をしっかり定めて実践しよう」、園芸部の倉持次男本部長は「ねぎは安定した数量と単価で販売できている。秋冬春作と次年度も安定した出荷・販売対策をとっていこう」と呼び掛けました。

会議では、これまでの品質評価や産地課題、出荷情報の重要性について協議され、今後の取組・方策を定めました。また、本年5月から8月までのねぎ販売総額や前年対比で伸長した上位2社（東京荏原青果株式会社、東京新宿ベジフル株式会社）を表彰した他、市場担当者全員に新米コシヒカリが贈呈されました。

出席した市場18社からは、初夏・夏ねぎの出荷数量や品質が安定していたことから、夏ねぎ日本一の産地として「ブランド力」「信頼感」があるとの評価をいただきました。

令和7年度は、8月までに140万ケース（1ケース5kg）を出荷し、翌年2月までに57万ケースの出荷を計画しています。



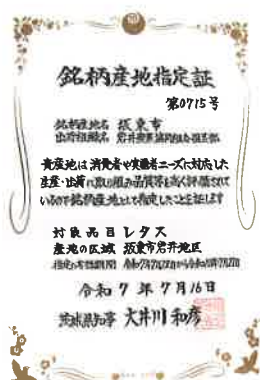
表彰された市場担当者と倉持園芸部本部長(左)

銘柄産地指定証交付式で岩産地の方針表明

8月22日、銘柄産地指定証交付式が筑西合同庁舎で開かれ、坂東市岩井地区のレタスが青果物銘柄産地の再指定を受けました。高品質で信頼性・安全性が高いことが実需者から評価され、多様化するニーズに対応できる競争力のある園芸産地の証です。

1991年の銘柄産地の指定を受けて以来、3年ごとの更新で指定を維持しています。現在、180戸の生産者数で春・秋あわせた作付面積は330ヘクタール、前年度の販売額は26億6千万円の実績となっています。

交付式に出席した園芸部の倉持次男本部長は「部員の加入促進や外国人材の活用など、様々な取組により生産量を維持する」と述べ、JAの飯塚利幸代表理事専務は「産地課題の解決を図る取組を継続して、出荷量減少や気候変動への対策をとっていく」と、産地の方針を表明しました。



指定証を受け取った倉持園芸部本部長(中央)、飯塚専務(右から2人目)

園芸部七重支部が発足60周年を祝う

園芸部七重支部は1965年8月の発足から60年の節目を迎え、8月5日、J A岩井北支店で記念大会を開き、部会役員やJ A役職員など44人が出席しました。

冒頭、真中透七重支部長は「生産資材の高騰や猛暑日の増加により品種や作型の見直しが余儀なくされるなど農業経営が大きく変化している。それでも後継者グループの七重食育研究会員が増加するなど明るい変化もありました」と近年の状況を振り返りました。

出席したJ Aの風見晴夫代表理事組合長は「J Aでは店舗統廃合や一元集荷を進めるなど大きな変化があった中で、生産者の力添えにより野菜産地が維持できている。後継者が確保できていることから次世代へのバトンタッチを進めよう。60年を振り返る記念誌で思い出話が聞けることも、次世代にとっては参考になる」と祝辞を述べました。



七重園芸部発足60周年記念大会の出席者

J A岩井西支店に手作りポスターを展示

J A岩井西支店に8月1日、認定こども園すずのきに通う園児11人が来店しました。

J A職員が、農業後継者グループ「長須食育研究会」が生産する野菜を預かり、同地区内のこども園給食用に届けていることから、「おいしいやさい(野菜)をありがとう」と、感謝の気持ちが描かれた手作りのポスターをJ Aに持って来てくれました。ねぎやレタス、ブロッコリーなどを使った給食が、色紙やクレヨンで表現されています。

岩井西支店の店舗内に展示してありますので、保護者の皆さま、食育研究会の皆さま、地域の皆さまどうぞお気軽にご来店ください。



店舗内に飾ったポスターの前で記念撮影

実りの秋・食欲の秋を実感

ＪＡと市は8月23日、猛暑日が続く中、ガールスカウト茨城県第8団の団員やその保護者50人と、稲刈り体験と新米の試食会を行いました。水田で1時間ほど手刈り収穫に汗を流しながら、トンボやカエル、クモなどいろいろな生き物が住んでいることに気づき、ちいさい秋を見つけたようでした。

作業後には、事前に収穫した「あきたこまち」のおにぎりを試食すると「食べるまでの苦労があった分、いつも以上に美味しい」と、子どもたちから笑顔がこぼれ、何個もおかわりして実りの秋を実感しました。



多くの生き物が住む水田で手刈り体験
(ＪＡ岩井 飯田恵一代表監事の圃場)



収穫の喜びも味わった新米おにぎり
(ＪＡ岩井北支店)

「食」は、播種作業がスタートライン

ＪＡと農業後継者グループの七重食育研究会は8月19日、坂東市立七重小学校の5年生25人を対象にレタスの播種体験を行いました。野菜が食卓に並ぶまでには播種(種まき)作業がスタートと位置づけ、一粒ずつ手作業での播種と専用播種器を使った作業をそれぞれ体験しました。

同研究会の野本武一会長は「細長いレタスのタネは播種作業の効率化のため、丸くコーティング加工されている」「今日の播種から収穫までは約60日かかるので、9月中旬の定植作業を楽しみに待っていて」と種子の特長や作業日程について説明しました。

この日播種した200穴セルトレイ16枚分のレタスは、同研究会役員が定植できる状態になるまで約3週間管理した後、小学校内の圃場に児童らと定植し、その後の収穫作業も計画しています。



専用播種器を使って播種体験する児童

理事会だより

令和7年8月25日

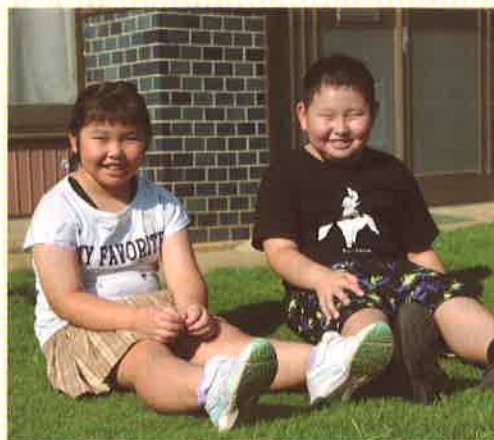
主な報告事項

- ① 7月末実績について
- ② 組合員の加入及び脱退について
- ③ 令和7年度第2四半期のコンプライアンス関連諸規程に基づく報告について
- ④ 「取引実態、並びに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の実施状況」の県への提出の報告について
- ⑤ JA新3カ年（令和7年度～令和9年度）計画兼自己改革工程表について
- ⑥ 令和7年度7月末余裕金運用状況について
- ⑦ 令和7年産JA米・一般米概算金・加工用米価格について
その他

主な協議事項

- ① 令和7年度一斉増資について
- ② 取引のリスク評価書の定例改正について
- ③ 「コンプライアンス・マニュアル」の一部改正について
- ④ 第3四半期の余裕金運用方針について
- ⑤ 大口与信先に係る貸出金の承認について
その他

今月の表紙



岩本利夫さん(弓田)のお孫さん
夏輝くん(10) 夏穂ちゃん(8)

ご案内

厚生労働省によるカスタマーハラスメント被害（顧客が不適切な言動や過剰な要求を通じて、従業員に精神的・身体的な負担を強いる行為など）の防止対策強化を受け、当JAでは「カスタマーハラスメントに対する基本方針」を制定しました。

お客様も働く人もお互いに尊重される社会を目指す取組みに、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

外国人実習生が農業機械の安全操作学ぶ

JAは8月26日、外国人農業技能実習生・特定技能生を対象に農業機械の安全操作講習会を野菜冷蔵センターで開き、80人が参加しました。

ねぎ収穫機やベストロボ(半自動根葉切り皮むき機)、レタスロボパック(包装・供給一体型機)など、毎日の農作業で使うことが多い5機種の操作方法や危険箇所を、JA農機センター職員や各農機具メーカー担当が説明しました。農作業時の服装についても通訳を通してアドバイスしました。参加した実習生からは「緊急時の停止方法を教えて欲しい」「安全に作業するため、日々点検する箇所はどこか」「適切な作業速度はどれくらいか」など、多くの質問が出るほど熱心に学びました。

JAの富山清孝農機センター長は「全国では農作業でのケガや亡くなる方が多い。安全第一で農業実習ができるよう、適切な操作方法を習得して欲しい」と呼びかけました。



ねぎ収穫機について説明するJA職員（右）

危険です!

ながらスマホ
酒気帯び運転

知ってみたい

自転車交通安全 最新ルールBOOK

自転車運転中の交通事故が増加傾向にあります。特に危険な「ながらスマホ」や「酒気帯び運転」や「ほう助」などは、2024年11月の道路交通法の改正により罰則が強化されました。自転車に乗る自分や周囲の安全を守るためにも、自転車の交通ルールをおさらいしましょう。

NG

ながらスマホ

スマートフォンなど（以下、スマホ）を操作しながら自転車を運転すると、不安定な運転操作になるだけでなく、注意力が低下して周囲の状況を把握することが困難となり、事故の危険性が増加します。

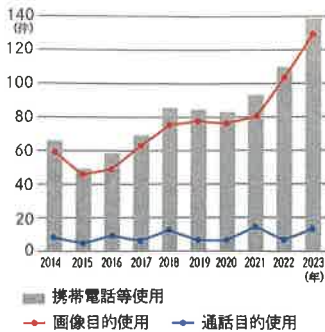
スマホを手に保持して通話したり、画面を注視したりする「ながらスマホ」は道路交通法により禁止されています。また、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止です。

通話しながら、動画見ながら、ゲームしながら、「ながらスマホ」は自分だけでなく周囲も危険にさらしてしまいます。スマホの操作は、運転を停止して、周囲の安全を確認してから行いましょう。

資料:警察庁「交通事故統計」から政府広報室作成

自転車(第1当事者)の運転者が携帯電話などを使用していた場合の交通事故件数の推移

資料:警察庁「交通事故統計」から政府広報室作成



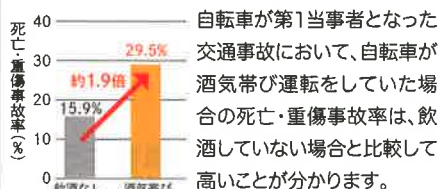
自転車(第1当事者)の交通事故のうち、携帯電話を使用していた場合の交通事故件数は増加傾向にあります。また、画像目的使用(スマホの画面注視など)がそのほとんどを占めています。

罰則

- 自転車運転中に「ながらスマホ」とすると……
→6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金
- 自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合
→1年以下の懲役または30万円以下の罰金



自転車(第1当事者)の交通事故における死亡・重傷事故率(2014年から2023年の累計)



資料:警察庁「交通事故統計」から政府広報室作成

罰則

- 「酒気帯び運転」の場合
→3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に自転車を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合
→自転車の提供者に3年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供し、その者が自転車の酒気帯び運転をした場合
→酒類の提供者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自転車で自分を送るよう依頼して同乗し、自転車の運転者が酒気帯び運転をした場合
→同乗者に2年以下の懲役または30万円以下の罰金

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自転車を運転する行為は「酒酔い運転」とされ、今般の改正道路交通法施行以前から罰則として5年以下の懲役または100万円以下の罰金が規定されています。

NG

飲酒運転

アルコールを摂取すると、脳の働きが鈍くなり、周囲の状況を正しく判断する能力が落ちます。信号や標識の見落としや、歩行者や車との距離感の誤認、危険への対応遅れなどのリスクが高まります。アルコールはバランス感覚にも影響し、フラフラと蛇行運転になり、急ブレーキや方向転換ができず、転倒や衝突のリスクが高まります。

飲酒して自転車を運転することは禁止されており、これまでは酩酊(めいてい)状態で運転する「酒酔い運転」のみ処罰の対象でしたが、今般の道路交通法改正により「酒気帯び運転」(血液1mLにつき0.3mg以上または呼気1Lにつき0.15mg以上のアルコールを体に保有する状態で運転すること)についても罰則の対象となりました。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすること(「酒気帯び運転のほう助」)も禁止です。

参考資料:国版出版・政府広報オンライン
協力:自転車の安全利用促進委員会
イラスト:服部新郎



自転車は車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は軽車両に該当します。車道と歩道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道の左に寄って通行してください。歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならず、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。



夜間は ライトを点灯

夜間、無灯火では、前方の安全確認ができません。周りからも見えにくくなり、大変危険です。



交差点では信号と一時停止を 守って、安全確認

信号や一時停止は必ず守り、道路を横断する際は、安全確認を行いましょう。



飲酒運転は禁止

自転車も、自動車の場合と同様に、お酒を飲んだときは、運転してはいけません。



ヘルメットを着用

乗車用ヘルメットは、交通事故時における被害を軽減する重要な役割を果たします。子どもから大人まで、全ての自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用しましょう。2023年4月1日から全ての自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務とされています。



自転車による交通事故でも、多額の損害賠償が生じる恐れがあります。万が一に備えて、自転車を利用する家族全員で損害賠償責任保険などに加入するようにしましょう。

交通事故への備えも大切！



全交通事故の2割超！ 増加し続ける自転車の交通事故

近年、自転車による交通事故の全交通事故に占める割合は増加傾向にあります。2023年中の自転車第1当事者または第2当事者※となった交通事故(自転車関連事故)は7万2339件で、前年より2354件増加しました。また、自転車関連事故は、全交通事故に占める割合が2019年以降2割を超え、増加傾向にあります。

※第1当事者: 過失割合が高い方、第2当事者: 過失割合が低い方

JAリフォームローン とくとくとく プラン

令和7年8月1日（金）～ 令和8年1月30日（金）

店舗金利
より

【変動金利型】
年最大

以下の条件により
店頭金利より
最大1.3%引下げ

1.3%引下げ



©よりぞう

最大引下げ適用条件

条件<1>（いずれか1つ以上必須）

- ①太陽光システムを設置、および電力売却代金口座振替指定
- ②給与振込口座の既存契約、または新規契約
- ③JAカードの既存契約、または新規契約
- ④通帳レス口座新規契約、または既存通帳口座切替
- ⑤家族（非同居含む）による年金振込口座の既存契約、または新規契約

引下げ幅（変動金利型）

各▲0.5%

条件<2>

- ⑥公共料金口座振替の既存契約、または新規契約（2件以上）
- ⑦JAネットバンクの既存契約、または新規契約
- ⑧JA住宅ローンの既存取引

引下げ幅（変動金利型）

各▲0.4%

JA岩井

岩井東支店 0297-35-0043
岩井西支店 0297-35-0354

岩井南支店 0297-38-2706
岩井北支店 0297-34-2321

本店融資課 0297-35-8333

※審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。※ご利用条件、適用金利等につきましては、お近くのJA窓口までお問い合わせください。

年金友の会 会員の皆様へ

第3回 JA岩井年金友の会 ゴルフ交流大会 開催のご案内

開催日

令和7年12月16日(火)

【競技】午前8時59分スタート

会場

坂東ゴルフクラブ (坂東市弓田3377)

参加資格

- ・ JA岩井 年金友の会会員
※ JA岩井の口座で年金受取をご指定されている方
※ 年金受取を予約された方、年金受取機関変更手続き中の方も可

参加費用

- ・ 参加料 1,000円
※ 当日受付にて徴収し、参加賞・賞品に充当
- ・ プレー料 9,680円 (昼食・ワンドリンク付き)

募集定員

- ・ 80名 ※ 4人でカート2台利用
(先着順で定員に達し次第、締め切ります)

競技方法

- ・ 個人戦 18H・ストロークプレー
- ・ H.C 新ペリア方式 前半9ホールのネットスコアにより順位を決定

表彰基準

- ・ 個人10位まで表彰
- ・ 飛び賞・特別賞など

申込
方法

JA各金融店舗にあります『参加申込書』に必要事項を記入し、お申し込みください。

申込締切：令和7年10月17日(金)



【お問い合わせ先】

岩井東支店 35-0043
岩井南支店 38-2706
岩井西支店 35-0354
岩井北支店 34-2321
本店金融部 35-1464



ちょっとまって! STOP 詐欺の可能性ががあります

フィッシング詐欺やキャッシュカード詐欺、還付金詐欺など、特殊詐欺は年々多様化しています。
警察や役所などから、不安を煽る電話やメールが来ていませんか?
すぐに行動に移すのではなく、まず詐欺を疑いましょう。

キャッシュカード詐欺

あなたの口座が
不正利用されています。
カードの確認が必要です!



フィッシング詐欺

名前:○○○○○
暗証番号:×××××××

HP情報
入力

偽



その他の手口

あなたの口座が犯罪に
利用され、あなたに対し
被害届が出ています。
逮捕されないために、
指定する口座に
振り込みをしてください。

保険料の還付金が
あります。手続きの
ため、指定する
口座に振り込みを
してください。



特殊詐欺チェックリスト

- ☐ 暗証番号を教えてください
- ☐ お金が戻ってきます
- ☐ カードの交換が必要です
- ☐ カード・口座が悪用されています
- ☐ 警察がご自宅に伺います
- ☐ このままだと逮捕される可能性があります
- ☐ このやり取りを口外すると罪に問われます
- ☐ 期日までに対応を行わないと取引が制限されます
- ☐ 指示に従ってATMの操作をしてください



1つでも当てはまったら詐欺です!
すぐに電話を切って家族や身近な人に相談しましょう。

詐欺にだまされないためには

- 警察・公的機関を名乗る者から突然電話が来ても、一度電話を切り、申し出内容が正しいか確認するため電話をかけ直しましょう。その際、電話番号は自分で調べ直しましょう。
- 少しでも様子がおかしいと感じたら、家族や友人など身近な人に相談しましょう。事前に家族間で話し合っておくのも効果的です。
- 詐欺の手段は電話が8割近くを占めています。常に留守番電話機能を設定しておき、通話の録音や防犯機能が付いた迷惑電話防止機器を使いましょう。
- 警察・検察は個人のスマートフォンに突然ビデオ電話をすることはなく、国際電話で連絡することもあります。不審な点がないか、落ち着いて確認しましょう。

JAバンクは被害拡大防止に向けて、店舗での「声掛けの徹底」に取り組んでいます。

ATM付近で携帯電話を利用している方や窓口で多額の現金を引き出そうとしている方には、現金のご利用目的などをお伺いすることがございます。
何卒ご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。